

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月24日
【会社名】	株式会社ユーグレナ
【英訳名】	euglena Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出雲 充
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目3番1号
【電話番号】	03-3453-4907
【事務連絡者氏名】	取締役 経営戦略部長 永田 暁彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目3番1号
【電話番号】	03-3453-4907
【事務連絡者氏名】	取締役 経営戦略部長 永田 暁彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年3月24日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ユーキ（以下「ユーキ」といいます）及び株式会社アート・コーポレーション（以下「アート」といいます）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ユーキ	株式会社アート・コーポレーション
本店の所在地	新潟県新潟市中央区 紫竹山三丁目9番13号	福岡県福岡市博多区 博多駅南一丁目7番28号
代表者の氏名	代表取締役 山田 和俊	代表取締役 山田 豊子
資本金の額	10百万円（平成26年8月31日現在）	10百万円（平成26年10月31日現在）
純資産の額	136百万円（平成26年8月31日現在）	208百万円（平成26年10月31日現在）
総資産の額	449百万円（平成26年8月31日現在）	433百万円（平成26年10月31日現在）
事業の内容	ユーグレナ機能性食品等の卸売、 エステサロン	ユーグレナ機能性食品等の卸売、 エステサロン

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（単体）

名 称	株式会社ユーキ			株式会社アート・コーポレーション		
	平成24年 8月期	平成25年 8月期	平成26年 8月期	平成24年 10月期	平成25年 10月期	平成26年 10月期
売上高 （百万円）	501	572	641	739	902	891
営業利益 （百万円）	35	35	36	65	89	107
経常利益 （百万円）	44	37	41	68	95	109
当期純利益 （百万円）	24	40	27	39	74	67

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成27年2月28日現在）

株式会社ユーキ		株式会社アート・コーポレーション	
大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合	大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
山田 和俊	77.6%	山田 豊子	47.6%
山田 豊子	14.9%	山田 泰代	38.1%
株式会社アート・コーポレーション	7.5%	山田 和俊	9.5%
		株式会社ユーキ	4.8%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	ユーキは、当社普通株式を5,000株保有しております。当社及びアートの間では該当事項はありません。
人的関係	当社及びユーキ、並びに当社及びアートの間では、該当事項はありません。
取引関係	当社はユーキに対してOEM商品を販売しております。当社及びアートの間では該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社グループは、微細藻類ユーグレナ（和名：ミドリムシ、以下「ユーグレナ」といいます）の食品用途屋外大量培養技術をコア技術とし、ユーグレナに関する多様な研究開発活動を行うとともに、ユーグレナを活用した機能性食品・化粧品等の製造販売を行うヘルスケア事業、及びユーグレナを活用したバイオ燃料開発等を行うエネルギー・環境事業を展開しております。ヘルスケア事業においては、「自社ブランド商品の直販及び卸売」、「OEM供給（取引先と共同で製品仕様を決定し、取引先からの注文に基づき当社にて製品製造を行い、取引先が取引先のブランドで販売する形態）」、及び「原料供給」の3つの形態で、ユーグレナ商品を販売しております。

一方、ユーキ及びアートは、「ミドリムシのちから」というブランド名でのユーグレナ機能性食品・化粧品等の卸売事業、及びエステ事業を展開しております。ユーキは当社のユーグレナ商品の主要なOEM供給先の1社であり、アートはユーキから仕入れたユーグレナ商品を全国的美容院・歯科医等の販売店舗に販売しております。近年はユーキ及びアートの売上高の大半をユーグレナ商品の販売が占めております。

当社は、平成25年11月12日付で中期経営目標を公表し、ヘルスケア事業においては「ユーグレナ食品国内市場を300億円規模に拡大」を平成30年までに達成する事を目標に掲げました。同目標の公表以降、積極的な広告宣伝・販売促進活動により自社ブランド商品の販売拡大に着実に進めてきた一方で、OEM取引先をグループ内に取り込んで垂直統合するためのM&A等を検討してまいりました。ユーキ及びアートは全国13,000店舗以上（平成26年12月末時点の累計）の販売店網を形成する大口OEM取引先の1社であり、ユーキ及びアートが当社グループ入りする事で、両社の販売網及び販売ノウハウを取り込むとともに、物流・システムの統合等によるコスト削減が可能になるとの判断から、本株式交換の実施を決定いたしました。また、ユーキ及びアートとしても、当社グループの一員となることで、当社のブランド力や商品開発力を活用し、販売力の更なる強化を図ることが可能と判断し、本株式交換の実施に合意いたしました。

ユーキ及びアートは、ユーグレナ機能性食品・化粧品等の卸売事業以外にエステ事業を営んでおりましたが、ユーキは株式会社ミドモ（以下「ミドモ」といいます）に、アートは株式会社コスメティック・アート（以下「コスメティック・アート」といいます）に同事業を吸収分割（以下「本分割」といいます）するべく、本日付でユーキ及びミドモ、並びにアート及びコスメティック・アートは、各々吸収分割契約を締結しております。当社及びミドモ、並びに当社及びコスメティック・アートとの間には資本関係は存在せず、また本分割の対価は現金を予定しているため、本分割完了後も当社及びミドモ、並びに当社及びコスメティック・アートとの間には資本関係は生じません。更に、本株式交換の効力発生は本分割の完了を条件としているため、当社グループに取り込むのは、ユーキ及びアートのユーグレナ機能性食品・化粧品等の卸売事業のみとなります。

なお、ユーキは、当社のグループ会社となった後、社名を株式会社ユーグレナ・アート（以下「ユーグレナ・アート」といいます）に変更し、ユーグレナ・アートを存続会社、アートを消滅会社とする吸収合併を実施する予定です。また、ユーキ及びアート間の持合株式に対して交付される当社株式は、当社に対する現物配当等の適切な方法により、適切な時期に当社の自己株式とする予定です。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、当社を完全親会社とし、ユーキ及びアートを株式交換完全子会社とする株式交換となります。当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。ユーキ及びアートは、平成27年4月17日に開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けた上で本株式交換を行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換については、各社の株主にとっての有益性を総合的に勘案し、変動性株式交換比率方式を採用しております。変動性株式交換比率方式とは、株式交換決定時に株式交換完全子会社の株式価値を確定し、ユーキ普通株式1株及びアート普通株式1株につき対価として交付される当社普通株式の割当株数を、効力発生日の直前の一定期間における当社株式の平均株価を基に決定するものであります。

本株式交換においては、当社は、本株式交換により当社がユーキ及びアートの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます）に、ユーキ及びアートの株主名簿に記載されたユーキ及びアートの株主に対し、ユーキ及びアートの普通株式に代わり、その所有するユーキ及びアートの普通株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を割り当てます。

$$\begin{aligned} \text{ユーキ 株式交換比率} &= 7,840,000 \text{ 円 ()} / \text{当社の普通株式の平均価格} \\ \text{アート 株式交換比率} &= 100,000 \text{ 円 ()} / \text{当社の普通株式の平均価格} \\ \text{(4) 記載の手法により算定した、ユーキ及びアートの普通株式 1 株当たりの評価額} \end{aligned}$$

上記算式において「当社の普通株式の平均価格」とは、東京証券取引所市場第一部における平成27年4月20日（同日を含みます）から同年4月24日（同日を含みます）までの5取引日における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除きます）の当社の普通株式1株当たりの終値の平均値（ただし、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入します）です。

（注1）株式交換比率の計算方法

ユーキの株式交換比率は、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入します。
アートの株式交換比率は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

（注2）株式交換により交付する株式数等

当社は、基準時におけるユーキ及びアートの株主の所有するユーキ及びアートの普通株式数の合計数に、上記株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を交付します。当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行する予定です。

（注3）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をユーキ及びアートの株主に対して支払います。

本株式交換契約の内容

当社とユーキとの間で、平成27年3月24日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

株式会社ユーグレナ（以下「甲」という。）及び株式会社ユーキ（以下「乙」という。）は、平成27年3月24日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換）

第1条 本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済普通株式の全部を取得する。

（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ユーグレナ

住所：東京都港区芝五丁目33番1号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ユーキ

住所：新潟県新潟市中央区紫竹山三丁目9番13号

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、以下の方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。

$$\text{株式交換比率 (1)} = 7,840,000 \text{ 円} / \text{甲の普通株式の平均株価 (2)}$$

- (1) 小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する
(2) 東京証券取引所市場第一部における平成27年4月20日(同日を含む。)から同年4月24日(同日を含む。)までの5取引日の間の各取引日(但し、取引が行われなかった日を除く。)の甲の普通株式1株当たりの終値の平均値(小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする

- 2 前項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

(資本金及び準備金の額に関する事項)

第4条 本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 資本金の額 | 0円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

(効力発生日)

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成27年5月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第6条 乙は、平成27年4月17日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。

- 2 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約の株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
3 本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、乙は甲と協議し合意の上、第1項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

(乙による会社分割の実施)

第8条 乙は、株式会社ミドモ(以下「丙」という。)との間で締結した平成27年3月24日付吸収分割契約書に基づき、乙のエステ事業に関して有する権利義務を、平成27年5月1日を効力発生日として丙に承継させる吸収分割(以下「本分割」という。)を実行する。

- 2 乙は、本分割の実行に際して内容を変更する必要がある場合は、予め甲及び乙が協議し合意の上、変更を加えることができる。

(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

第9条 本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、乙の第6条第1項に定める臨時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、又は乙による本分割が効力発生日(同日を含む)までに実行されない場合は、その効力を失う。

(管轄裁判所)

第11条 本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年3月24日

甲 東京都港区芝五丁目33番1号
株式会社ユーグレナ
代表取締役社長 出雲 充

乙 新潟県新潟市中央区紫竹山三丁目9番13号
株式会社ユーキ
代表取締役 山田 和俊

当社とアートとの間で、平成27年3月24日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

株式会社ユーグレナ（以下「甲」という。）及び株式会社アート・コーポレーション（以下「乙」という。）は、平成27年3月24日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換）

第1条 本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済普通株式の全部を取得する。

（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ユーグレナ

住所：東京都港区芝五丁目33番1号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社アート・コーポレーション

住所：福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目7番28号

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、以下の方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。

株式交換比率（ 1 ） = 100,000円 / 甲の普通株式の平均株価（ 2 ）

（ 1 ） 小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する

（ 2 ） 東京証券取引所市場第一部における平成27年4月20日（同日を含む。）から同年4月24日（同日を含む。）までの5取引日の間の各取引日（但し、取引が行われなかった日を除く。）の甲の普通株式1株当たりの終値の平均値（小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする

2 前項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額

(3) 利益準備金の額

0円

（効力発生日）

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年5月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

（株式交換契約承認株主総会）

第6条 乙は、平成27年4月17日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
2 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約の株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
3 本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、乙は甲と協議し合意の上、第1項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

（会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

（乙による会社分割の実施）

第8条 乙は、株式会社コスメティック・アート（以下「丙」という。）との間で締結した平成27年3月24日付吸収分割契約書に基づき、乙のエステ事業に関して有する権利義務を、平成27年5月1日を効力発生日として丙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を実行する。
2 乙は、本分割の実行に際して内容を変更する必要がある場合は、予め甲及び乙が協議し合意の上、変更を加えることができる。

（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

第9条 本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第10条 本契約は、乙の第6条第1項に定める臨時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、又は乙による本分割が効力発生日（同日を含む）までに実行されない場合は、その効力を失う。

（管轄裁判所）

第11条 本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第12条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年3月24日

甲 東京都港区芝五丁目33番1号
株式会社ユーグレナ
代表取締役社長 出雲 充

乙 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目7番28号
株式会社アート・コーポレーション
代表取締役 山田 豊子

（4）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社、ユーキ及びアートから独立した第三者機関である株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます）にユーキ及びアートの株式価値の算定を依頼することとしました。

AGSコンサルティングは、ユーキ及びアートの普通株式については、非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用いて株式価値分析を行いました。AGSコンサルティングは、ユーキ及びアートの株式価値算定に際して、各々エステ事業の会社分割完了を前提としており、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつユーキ及びアートの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。なお、ユーキ及びアートの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、大幅な増減益は見込んでおりません。

AGSコンサルティングがDCF法に基づき算定した、ユーキ普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとなりました。

	算定結果（円/株）
DCF法	6,983,984円～9,603,476円

AGSコンサルティングがDCF法に基づき算定した、アート普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとなりました。

	算定結果（円/株）
DCF法	90,122円～130,283円

対価として交付する当社の株式価値については、変動性株式交換比率方式であることから本株式交換の効力発生直前の市場株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に必要とされる所定の証券保管振替制度上の事務対応期間を設け、その直前の一定期間における各取引日の終値の平均値とすることが妥当と判断しました。

当社はAGSコンサルティングによるユーキ及びアートの株式価値の算定結果を参考に、ユーキ及びアートの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社、ユーキ及びアート間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記（3）記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社、ユーキ及びアート間の協議により変更されることがあります。

算定機関との関係

AGSコンサルティングは、当社、ユーキ及びアートの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（5）当該株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ユーグレナ
本店の所在地	東京都港区芝五丁目33番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 出雲 充
資本金の額	48億1,795万1,040円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。

事業の内容	1. ユーグレナ等の微細藻類の研究開発、生産 2. ユーグレナ等の微細藻類の食品、化粧品の製造、販売 3. ユーグレナ等の微細藻類のバイオ燃料技術開発、環境関連技術開発 4. バイオテクノロジー関連ビジネスの事業開発、投資等
-------	---

以上